

弊社会員規約の改定について (2020.4)

2020年4月1日付にて、弊社「きたぎんUCカード会員規約」及び「きたぎんUC法人カード会員規約」を改定いたしますので、カード規約第19条（規約の改定並びに承認）及び法人カード規約第20条（規約の改定並びに承認）に基づき、お知らせいたします。

併せて、「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」も同日付で改定いたします。なお、改定する会員規約の改定箇所、内容は以下のとおりです（下線部は改定部分を示します。）。

1. 改定する会員規約等

- ・きたぎんUCカード会員規約
- ・きたぎんUC法人カード会員規約
- ・個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項

2. 改定箇所と内容

【きたぎんUCカード会員規約】

改定箇所	改定内容
<p>《一般条項》</p> <p>第1条（会員—本人会員・家族会員）</p> <p>1. きたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）に対し、きたぎんUCカード会員規約（以下「本規約」と称します。）を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた方を本人会員とします。</p> <p>2. ～ 3. （略）</p> <p>第2条（カードの発行と管理）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面に印字される3桁の数字をいう）等（以下総称して「カード情報」称します。）が表示されています。カードの所有権は当社に属し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上会員が利用できるようなりものです。会員はカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとします。なお、当社は、当社が必要と認めるときには、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>3. 当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名をしていただきます。</p>	<p>《一般条項》</p> <p>第1条（会員—本人会員・家族会員）</p> <p>1. きたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）に対し、きたぎんUCカード会員規約（以下「本規約」と称します。）を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みいただき、当社が<u>カード利用を承諾した方</u>を本人会員とします。<u>契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。</u></p> <p>2. ～ 3. （変更なし）</p> <p>第2条（カードの発行と管理）</p> <p>1. （変更なし）</p> <p>2. カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面に印字される3桁の数字をいう）等（以下総称して「カード情報」と称します。）が表示されています。<u>カードは、当社が所有権を有し、</u>当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は、当社が指定の上会員が利用できるようなりものです。会員は、カード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとします。<u>また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。</u>なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化の上カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>3. <u>会員は、</u>当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名を<u>行います。</u></p>

4. カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員本人のみが使用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。カード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本人会員の負担とします。
5. 会員が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用された場合、その利用代金等の支払いは本人会員の責任とします。但し、会員が故意又は過失がなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。

6. ～ 7. (略)

第3条 (略)

第4条 (暗証番号)

1. ～ 2. (略)
3. 会員が、本人会員又は本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、本人会員の負担とします。但し、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。

第5条 (カード利用可能枠)

1. ～ 2. (略)
3. 第1項にかかわらず、第23条に定める1回払いを除く支払区分については、当社が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定める場合があります。その場合会員は、支払区分ごとの未決済残高が各々の利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。但し、未決済残高の合計が第1項に定める利用可能枠を超えるご利用はできません。
4. 第1項にかかわらず、第29条に定めるキャッシング(1回払い)については、第1項に定めるキャッシングサービスの利用可能枠の範囲内で当社が決定した額を限度とする利用可能枠を定め、会員は、キャッシング(1回払い)の未決済残高を合算した金額が上記利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。
5. (略)

第6条 (略)

4. カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員本人のみが使用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。第20条第5項に定める場合等におけるカード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本人会員の負担とします。
5. 会員が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又はカードもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用代金等の支払は本人会員の責任とします。但し、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。

6. ～ 7. (変更なし)

第3条 (変更なし)

第4条 (暗証番号)

1. ～ 2. (変更なし)
3. 会員が第三者に暗証番号を知らせ、又は暗証番号が第三者に知られた場合、これによって生じた損害は、本人会員の負担とします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。

第5条 (カード利用可能枠)

1. ～ 2. (変更なし)
3. 第1項にかかわらず、第20条第1項に定めるショッピングサービスのうち、第23条に定める1回払いを除く支払区分については、当社が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定める場合があります。その場合、会員は、支払区分ごとの未決済の利用代金の金額が各々の利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。但し、未決済の利用代金の合計が第1項に定める利用可能枠を超えるご利用はできません。なお、会員は、第1項又は本項に定める利用可能枠を超えたご利用について、第23条に定める1回払いを指定したものと同等に取り扱われることを承認します。
4. 第1項にかかわらず、第29条に定めるキャッシング(1回払い)については、第1項に定めるキャッシングサービスの利用可能枠の範囲内で当社が決定した額を限度とする利用可能枠を定め、会員は、キャッシング(1回払い)の未決済の利用代金の合計が上記利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。
5. (変更なし)

第6条 (変更なし)

第7条（代金決済）

2. （略）
3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、本人会員が予め届出た送り先にご利用明細書として通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち20日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。
4. （略）

第8条 ～ 第9条 （略）

第10条（退会及びカードの利用停止と返却）

1. 本人会員は当社あて所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。その場合カードは当社の指示する方法に従い、返却もしくは裁断のうえ破棄するものとします。
2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、カード及び第16条第1項（ト）に定める付帯サービスの使用停止又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。
(イ) ～ (カ) （略）
3. （略）

第11条（期限の利益喪失）

1. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。
(イ) ～ (ホ) （略）
2. （略）

第12条（遅延損害金）

1. 約定支払日に支払債務の履行がない場合は、お支払いになるべき金額（ショッピングサービスのリボルビング払いについてはその手数料を除きます。）に対して当該約定支払日の翌日から完済に至るまで、第20条第

第7条（代金決済）

2. （変更なし）
3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、本人会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として 郵送又は電磁的方法により通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ又はご確認は、通知を受けたのち20日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。
4. （変更なし）

第8条 ～ 第9条 （変更なし）

第10条（退会及びカードの利用停止と返却）

1. 本人会員は、当社あて所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。その場合、会員は、当社の指示する方法に従い、カードを返却又は裁断のうえ破棄するものとします。
2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知又は催告を要せずして、カード及び第16条第1項（ロ）に定める付帯サービスの 全部もしくは一部の使用停止又は会員の資格を 取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。
(イ) ～ (カ) （変更なし）
3. （変更なし）

第11条（期限の利益喪失）

1. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。
(イ) ～ (ホ) （変更なし）

(ハ) カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。

2. （変更なし）

第12条（遅延損害金）

1. 約定支払日に支払債務の履行がない場合は、お支払いになるべき金額（ショッピングサービスのリボルビング払いについてはその手数料を除きます。）に対して当該約定支払日の翌日から完済に至るまで、第20条第1

1項に定めるショッピングサービスは年14.6%、第28条第1項に定めるキャッシングサービスは年20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。但し、ショッピングサービスの2回払い・ボーナス一括払い・分割払いは支払債務の残金全額に対し年6.0%で計算された額を超えないものとします。

2. 本規約に基づく債務において期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、支払債務の残金全額に対して第23条第1項に定めるショッピングサービスの1回払い・リボルビング払いは年14.6%、2回払い・ボーナス一括払い、分割払いは年6.0%、第28条第1項に定めるキャッシングサービスは年20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。
- 3 (略)

第13条 (略)

第14条 (届出事項の変更)

- 1 (略)
2. 当社が本人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。
3. (略)

第15条 (略)

第16条 (その他の承諾事項)

1. 本人会員は、以下の事項を予め承認するものとします。
 - (イ) 当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類等を取得又は提出いただくこと。
 - (ロ) 当社が本人会員に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、本人会員の自宅、携帯、勤務先及びその他の連絡先に電話確認を取ることがあること。
 - (ハ) 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。
 - (ニ) 当社が本人会員に対して貸付けの契約にかかる勧誘を行うこと。
 - (ホ) 当社がカード又はカード情報が第三者により不正利

項に定めるショッピングサービスは年14.6%、第28条第1項に定めるキャッシングサービスは年20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。但し、ショッピングサービスの2回払い・ボーナス一括払い・分割払いは支払債務の残金全額に対し法定利率により計算された額を超えないものとします。

2. 本規約に基づく債務において期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで、支払債務の残金全額に対して第23条第1項に定めるショッピングサービスの1回払い・リボルビング払いは年14.6%、2回払い・ボーナス一括払い・分割払いは法定利率、第28条第1項に定めるキャッシングサービスは年20.0%の割合で計算した遅延損害金を申し受けます。
- 3 (変更なし)

第13条 (変更なし)

第14条 (届出事項の変更)

1. (変更なし)
2. 当社が本人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社が認めた場合はこの限りでないものとします。
3. (変更なし)

第15条 (変更なし)

第16条 (その他の承諾事項)

1. 本人会員は、以下の事項を予め承諾するものとします。
 - (イ) 当社が本人会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。
 - (ロ) 当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」と称します。)を利用する場合は、それに従うこと。
2. 本人会員は、以下の義務を負うことを承認します。
 - (イ) 当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類等を取得又は提出いただくこと。
 - (ロ) 第7条第3項に定めるご利用明細書は、電磁的方法又は郵送による方法で本人会員に通知すること。なお、当社は本人会員が電磁的方法による通知を希望しない場合は郵送で送付するものとしますが、この場合当社所定の発行費用をご負担いただきます。但

用される可能性がある」と判断した場合には、会員に事前に通知することなく、第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。

- (ハ) (ホ) の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。
- (ト) 当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス（以下「付帯サービス」と称します。）を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規定等があるときは、それに従うこと、また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。
- (チ) 当社が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性がある」と判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認を完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、第28条第1項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。

第16条の2 (略)

第17条 (合意管轄裁判所)

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第18条 (略)

第19条 (規約の改定並びに承認)

当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、きたぎんユーザーホームページ (<http://www.echna.ne.jp/~kuc>) での告知その他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引が

し、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。

- (ハ) 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。

3. 当社は、以下各号の行為を行うことができます。

- (イ) 当社が本人会員に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、本人会員の自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。

- (ロ) 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性がある」と判断した場合には、会員に事前に通知することなく、第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。

- (ハ) (ロ) の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとること。

- (ニ) 当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃すること。

- ## 4. 当社が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性がある」と判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、第28条第1項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。

第16条の2 (変更なし)

第17条 (合意管轄裁判所)

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条 (変更なし)

第19条 (規約の改定並びに承認)

- 1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約の変更の効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期をきたぎんユーザーホームページ (<https://www.echna.ne.jp/~kuc/>) において公表するほ

あった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、内容をご承認いただいたものとみなします。

《ショッピングサービス条項》

第20条（カード利用方法）

1. 会員は次の（イ）（ロ）（ハ）に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供（以下「ショッピングサービス」と称します。）を受けることができます。

（イ）～（ハ） （略）

2. 会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、売上票等への署名を省略すること、もしくは売上票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等によりショッピングサービスを受けることができます。

3. （略）

4. 会員は換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、流通する紙幣・貨幣（記念通貨を除く）の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。

5. （略）

第21条 （略）

第22条（債権譲渡）

1. 会員は、加盟店がショッピングサービスにより生じた

か、必要があるときにはその他相当な方法で本人会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、（ロ）に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページへの掲載等を行うものとします。

（イ）変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

（ロ）変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をきたぎんユーシーホームページ (<https://www.echna.ne.jp/~kuc/>) において告知する方法又は本人会員に通知する方法その他当社所定の方法により本人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本人会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

《ショッピングサービス条項》

第20条（カード利用方法）

1. 会員は、次の（イ）（ロ）（ハ）に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、所定の端末に暗証番号を入力すること又は所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入及びサービスの提供を受けることができます（以下「ショッピングサービス」と称します。）。

（イ）～（ハ） （変更なし）

2. 会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができます。

3. （変更なし）

4. 会員は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。

5. （変更なし）

第21条 （変更なし）

第22条（立替払い又は債権譲渡）

1. 当社は、会員の委託に基づき、加盟店がショッピング

加盟店の会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。

- (イ) 加盟店が当社に譲渡すること。
- (ロ) 加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。
- (ハ) 加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。

2. 前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店において会員が利用したショッピングサービスにかかわる売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額を合計金額とします。

第23条（支払区分）

1. ～ 3. （略）

4. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。

- (イ) 毎月の支払い元金は、末尾「毎月の支払元金（支払コース）」記載の支払コースの中から会員が申し込み時に予め選択し当社が認めたものとし、カード送付時の書面で通知します。本人会員には、支払元金に当社所定の手数料を加算した金額（以下「弁済金」と称します。）をお支払いいただきます。なお、本人会員の申し出があり当社が承認した場合は、支払いコースの変更ができるものとします。
- (ロ) 手数料は、毎月11日から翌月10日までの日々のリボルビング利用残高に当社所定の手数料率を乗じ年365日（うるう年は年366日）で日割計算した金額を1ヶ月分とし、翌々月の約定支払日に後払いしていただきます。但し、利用日から起算して最初に到来

サービスにより生じた会員に対する債権を会員に代わって立替払いするものとし、会員は、あらかじめ異議なくこれを承認します。本人会員は、当社に対して、当社が立替払いにより本人会員に対して取得する求償金債権を支払うものとします。

2. 前項により当社が取得する求償債権の債権額は、加盟店において会員がご利用になったショッピングサービスに係る売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。

3. 会員は、当社の指定する加盟店においては、当社が立替払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。本項により当社が譲り受ける債権額については、前項の規定を準用するものとします。

- (イ) 加盟店が当社に譲渡すること。
- (ロ) 加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。
- (ハ) 加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。

4. 会員は、第26条第1項に該当する場合を除いて、カード利用により当社が譲り受けた債権に関して、加盟店に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。

第23条（支払区分）

1. ～ 3. （変更なし）

4. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。

- (イ) 毎月の支払元金 （お支払いいただく金額のうちリボルビング払いに係る現金価格の残高（以下「リボ利用残高」と称します。）に充当される金額のことをいう。以下同じ。）は、末尾「毎月の支払元金（支払コース）」記載の支払コースの中から会員が申し込み時に予め選択し当社が認めたものとし、カード送付時の書面で通知します。本人会員には、支払元金に当社所定の手数料を加算した金額（以下「弁済金」と称します。）をお支払いいただきます。なお、本人会員の申し出があり当社が承認した場合は、支払コースの変更ができるものとします。
- (ロ) 手数料は、毎月11日から翌月10日までの日々のリボ利用残高に当社所定の手数料率を乗じ年365日（うる

する締切日までの期間は、手数料計算の対象としな
いものとします。なお、各会員に適用される手数料
率はカード送付時に通知します。

(ハ) (略)

5. 本人会員は、カード利用の際に指定した支払区分のう
ち、1回払い、2回払い及びボーナス一括払いを当社
が定める期間内に申し出を行い当社が適当と認めた場
合に、リボルビング払いに変更することができます。
その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更
を当社が認めた日にリボルビング払いの指定があった
ものとして前項 (イ) (ロ) により計算します。なお、2
回払い分をリボルビング払いに変更する場合に変更の
対象となる利用代金は、1回目の支払分に相当する算
定日以前に変更の申し出があった場合は当該利用代金
の全額とし、当該算定日より後に申し出があった場合
は、支払金額として確定した1回目、2回目の各々の
利用代金分が対象となるものとします。
6. 会員は、手数料が金融情勢等の事情により変動するこ
とに異議がないものとします。また、第19条の規定に
かかわらず、当社から手数料の料率変更の通知をした
後は、分割払いは変更後のご利用分より、また、リボ
ルビング払いは通知したときにおける利用残高の全額
に対して、改定後の手数料が適用されることに、会員
は異議がないものとします。

第24条 (商品の所有権)

商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じ
た加盟店の会員に対する債権を当社が加盟店から譲り受け
るに伴って、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわ
る債務が完済されるまで当社に留保されることを会員は認
めるものとします。

第25条 (見本・カタログ等と現物の相違)

会員が加盟店に対して見本・カタログ等より申し込みをし
た場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・
カタログ等と相違している場合は、会員は加盟店に商品の
交換を申し出るか又は当該売買契約の解除をすることがで
きます。

第26条 ～ 第32条 (略)

う年は年366日)で日割計算した金額を1ヶ月分と
し、翌々月の約定支払日に後払いしていただきます。
但し、利用日から起算して最初に到来する締切日(締
切日に利用がなされたときは当該締切日とします。)
までの期間は、手数料計算の対象としないものとし
ます。なお、各会員に適用される手数料率は、カー
ド送付時に通知します。

(ハ) (変更なし)

5. 本人会員は、当社が定める期間内に申出を行い当社が
適当と認めた場合には、1回払い、2回払い、ボナ
ー一括払いをリボルビング払いに変更することができま
す。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の
変更を当社が認めた日にリボルビング払いの利用があ
ったものとして前項 (イ) (ロ) により計算します。なお、
2回払い分をリボルビング払いに変更する場合に変更
の対象となる利用代金は、1回目の支払分に相当する算
定日以前に変更の申出があった場合は当該利用代金の
全額とし、当該算定日より後に申出があった場合は、
支払金額が確定した各回の支払分に相当する利用代金
分といたします。
6. 会員は、手数料が金融情勢等の事情により変動するこ
とに異議がないものとします。また、第19条の規定に
かかわらず、当社から手数料の料率変更の通知をした
後は、分割払いは変更後のご利用分より、また、リボ
ルビング払いは通知したときにおけるリボ利用残高の
全額に対して、改定後の手数料が適用されることに、
会員は異議がないものとします。

第24条 (商品の所有権)

商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じ
た加盟店の会員に対する債権を当社が加盟店に立替払いを
したときに、加盟店から当社に移転し、当該商品に係る債
権が完済されるまで当社に留保されるものとし、会員は、
これを認めるものとします。

第25条 (見本・カタログ等と現物の相違)

会員が加盟店に対して見本・カタログ等より申し込みをし
た場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・カ
タログ等と相違している場合は、会員は、加盟店に商品の
交換を申し出るか又はは加盟店との間の当該契約の解除をす
ることができます。

第26条 ～ 第32条 (変更なし)

【UC ゴールドカード会員特約】

改定箇所	改定内容
きたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）に対し、きたぎんUCカード会員規約（以下「会員規約」と称します。）及び本特約をご承認のうえ、当社が発行するきたぎんUCゴールドカードの利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた方をきたぎんUCゴールドカード会員とします。	*変更なし

【UC リボカード特約】

改定箇所	改定内容
<p>第1条 （略）</p> <p>第2条（ショッピングサービス支払区分） リボカードによるショッピングサービスの支払区分は、会員がリボカード利用の際に指定した支払区分にかかわらず、リボルビング払いを指定したものとします。但し、会員が分割払いを指定した場合は、その利用代金の支払区分は会員が指定したところによるものとします。また、指定外の加盟店又は、その他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、1回払いとなることがあります。</p> <p>第3条（リボカード追加型） 1. リボカード追加型のリボルビング払いの利用可能枠は、当社が審査し決定した額までとし、カードのリボルビング利用額と合算した額までとします。 2. ～ 4. （略）</p> <p>第4条 （略）</p>	<p>第1条 （略）</p> <p>第2条（ショッピングサービス支払区分） 1. リボカードによるショッピングサービスの支払区分は、会員がリボカード利用の際に指定した支払区分にかかわらず、リボルビング払いを指定したものとします。但し、会員が分割払いを指定した場合は、その利用代金の支払区分は会員が指定したところによるものとします。また、指定外の加盟店又は、その他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、1回払いとなることがあります。 <u>2. 前項の定めに関わらず、会員規約第5条第1項に定める利用可能枠を超えたご利用は、会員規約第23条に定める1回払いを指定したものと同等に取り扱います。</u></p> <p>第3条（リボカード追加型） 1. リボカード追加型のリボルビング払いの利用可能枠は、当社が審査し決定した額までとし、カードのリボルビングに係る利用可能枠と合算した額までとします。 2. ～ 4. （略）</p> <p>第4条 （略）</p>

【UC カードフリーボ特約】

改定箇所	改定内容
<p>第1条（会員） 会員規約に定めるクレジットカード発行会社（以下「当社」と称します。）に対し、当社の会員規約および本特約を承認のうえ、UCカードフリーボ（以下「本カード」と称します。）の利用を申込み、当社が入会を認めた方をUCフリーボ会員（以下「会員」と称します。）とします。</p> <p>第2条（カードの年会費） 本カードの年会費は、当社が別途定めて通知するまで無料とします。</p> <p>第3条（ショッピング支払区分）</p>	*変更なし

ショッピング代金の支払いについては会員がリボルビング払いを指定したものとします。ただし、指定外の加盟店又は、当社が指定したものに本カードを利用した場合、1回払いとなることがあります。

会員が2回払い、ボーナス払いを指定した場合、そのご利用代金の支払区分は会員の指定したところによるものとします。なお、本カードは分割払いの利用はできないものとします。

第4条（リボルビング払い）

本カードにおいて、会員がリボルビング払いを指定した場合は、きたぎん UC カード会員規約第 23 条第 5 項を次のとおり読み替えることとします。

- (1) 会員の申し出があり当社が承認した場合は、1 千円以上カード利用可能枠以下の範囲内において定額払いコースの支払額の変更（1 千円単位）ができるものとします。
- (2) 手数料は、毎月の約定支払日の翌日から翌月の約定支払日までの日々の利用残高に当社所定の手数料率を乗じ年 365 日（うるう年は年 366 日）の日割計算した金額を 1 ヶ月分とし、翌々月の約定支払日に後払いしていただきます。ただし、利用日から起算して当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。
- (3) 会員の申し出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の変更、翌月支払元金の増額支払いができるものとします。

第5条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、きたぎん UC カード会員規約を適用するものとします。

【UC 立替払加盟店利用特約】

*** 廃止**

改定箇所	改定内容
<p>第1条（本特約の主旨）</p> <p>1. 本特約は、きたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）又はきたぎんUCカード会員規約（以下「会員規約」と称します。）第20条第1項(ロ)(ハ)のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合の、当該加盟店（以下「立替払加盟店」と称します。）におけるショッピングサービスについての特約を定めたものです。</p> <p>2. 立替払加盟店において、会員がショッピングサービスを利用した場合、当社は会員の委託に基づき、会員に代わってショッピングサービスにかかるサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、会員は予め異議なくこれを承諾します。</p> <p>第2条（本特約の適用範囲）</p>	<p>* 廃止</p> <p>* 廃止</p>

<p>1. 第1条に基づくサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いにおいては、会員規約のうち、加盟店からの債権譲渡の承諾に関する条項は適用されないものとします。</p> <p>2. 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。</p> <p>第3条（求償金債権、債務）</p> <p>本人会員は、第1条の委託に基づき当社が加盟店より請求を受けた会員のサービス利用料、ショッピング利用代金等を立替払いした場合、当社が本人会員に対して取得する求償金債権を会員規約のショッピングサービス条項に基づく譲受債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものとします。</p>	<p>* 廃止</p>
--	-------------

<ショッピングサービス>リボルビング払いのご案内

1. 毎月の支払元金（支払コース）

利用残高	毎月の支払元金					ご指定の金額5千円以上6万円まで（5千円単位）* ゴールドカードは1万円以上	未決済残高の5%（1円単位）但し、最低支払い元金1万円	
	残高スライドコース				定額コース			定率コース
	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース				
20万円以下	1万円	2万円	3万円	4万円				
20万円超は 20万円増すごとに	1万円 加算	2万円 加算	3万円 加算	4万円 加算				

注：利用残高が毎月の支払元金に満たない場合、翌月の支払元金は利用残高の全額となります。

2. お支払い例（定額1万円コース・実質年率15.00%の場合）

5月1日に80,000円をご利用の場合

(1) 6月5日に支払う弁済金（5月10日締切）

支払元金 10,000円

手数料 0円（ご利用日から最初に到来する締切日までの期間は手数料計算の対象となりません）

弁済金 10,000円

(2) 7月5日に支払う弁済金（6月10日締切）

支払元金 10,000円

手数料 5月11日～6月5日分 + 6月6日～6月10日分

$(80,000円 \times 26日 + 70,000円 \times 5日) \times 15.00\% \div 365日 = 998円$

弁済金 10,000円 + 998円 = 10,998円

(3) 8月5日に支払う弁済金（7月10日締切）

支払元金 10,000円

手数料 6月11日～7月5日分 + 7月6日～7月10日分

$(70,000円 \times 25日 + 60,000円 \times 5日) \times 15.00\% \div 365日 = 842円$

弁済金 10,000円 + 842円 = 10,842円

※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は365日でうるう年は366日で計算します。

注：残高スライドコース、定率コースを選択しているときは、各々の選択コースによる支払元金に読み替えて算定するものとします。

<UCカードフリーボ>リボルビング払いのご案内

1. 毎月の支払元金（支払いコース）

利用残高	毎月の支払元金					
	残高スライドコース				定額コース	定率コース
	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース		
20万円以下	1万円	2万円	3万円	4万円	ご指定の金額：1千円以上カード利用限度額まで（1千円単位）	未決済残高の5%（1円単位）但し、最低支払い金額1万円
20万円超は20万円増すごとに	1万円加算	2万円加算	3万円加算	4万円加算		

2. お支払い例（定額1万円コース・実質年率15.00%の場合）

5月1日に80,000円をご利用の場合

(1) 6月5日に支払う弁済金（5月10日締切）

支払元金 10,000円

手数料 0円（ご利用日から当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は手数料計算の対象となりません。）

弁済金 10,000円

(2) 7月5日に支払う弁済金（6月10日締切）

支払元金 10,000円

手数料 0円（ご利用日から当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は手数料計算の対象となりません。）

※6月6日～7月5日分は8月5日にお支払いいただきます。）

弁済金 10,000円

(3) 8月5日に支払う弁済金（7月10日締切）

支払元金 10,000円

手数料 6月6日～7月5日分

$70,000円 \times 15.00\% \times 30日 \div 365日 = 863円$

弁済金 10,000円 + 863円 = 10,863円

<キャッシングサービス>のご案内

名称	融資金	融資利率	返済方式	返済期間	返済回数	担保
キャッシング (1回払い)	利用可能枠(1～30万円)の範囲内(1万円単位)	実質年率18.00% (ご利用日の翌日から返済日までの日割計算)	元利一括返済	23日～56日	1回	不要
キャッシング (リボ) (※1)	利用可能枠(1～300万円)の範囲内(1万円単位)	利用可能枠が100万円未満の場合→実質年率18.00% (※2) 100万円以上の場合→実質年率15.00%	・元金定額返済(1万円～5万円) (※3) ・ボーナス月元金増額返済・ボーナス月のみ元金返済 (※4) (5万円以上)	100万円未満の場合→1ヶ月～160ヶ月 100万円以上の場合→1ヶ月～100ヶ月	100万円未満の場合→1回～160回 100万円以上の場合→1回～100回	不要

※1：家族会員は、キャッシング（リボ）をご利用いただけません。また、一部提携カードの会員はキャッシング（リボ）のご融資内容を変更いただけません場合があります。

※2：ご利用可能枠が100万円未満の場合、UCゴールドカード会員は実質年率15.00%となります。

※3：元金定額返済における月々の返済元金は、当社が認めた場合は5千円～5万円となります。

※4：ボーナス月のみ元金返済方式は、当社が認めた場合に限りご利用いただけます。

●遅延損害金 実質年率20.0%

【個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項】

改定箇所	改定内容
<p>申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」と称します。）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。</p>	<p>申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」と称します。）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。</p>
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</p>
<p>（1）会員は、今回のお申込みを含むきたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p>	<p>（1）会員は、今回のお申込みを含むきたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p>
<p>① ～ ⑧（略）</p>	<p>① ～ ⑧（変更なし）</p>
<p>⑨インターネット、官報や電話帳等一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したものの（会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む）</p>	<p>⑨ <u>オンラインショッピング利用時の取引に関する事項（氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む。）、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報</u></p>
<p>⑩インターネット、官報や電話帳等一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したものの（会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む）</p>	<p>⑩インターネット、官報や電話帳等一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したものの（会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む）</p>
<p>（2）（略）</p>	<p>（2）（変更なし）</p>
<p>第2条（第1条以外での個人情報の利用）</p>	<p>第2条（第1条以外での個人情報の利用）</p>
<p>（1）会員は、第1条（1）に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条（1）①②③④⑤⑨の個人情報を利用することに同意します。</p>	<p>（1）会員は、第1条（1）に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条（1）①②③④⑤⑩の個人情報を利用することに同意します。</p>
<p>①～③（略）</p>	<p>①～③（変更なし）</p>
<p>※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ（http://www.echna.ne.jp/~kuc/）に常時掲載しております。</p>	<p>※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ（http://www.echna.ne.jp/~kuc/）に常時掲載しております。</p>
<p>（2）会員は、当社がユーシーカード株式会社（以下「UC社」と称します。）に対して第1条（1）①②の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し、UC社がクレジットカード事業におけるUC社及びUC社の加盟店等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的に第1条①②の個人情報を保護措置を講じたうえで利用することに同意します。</p>	<p>（2）会員は、当社がユーシーカード株式会社（以下「UC社」と称します。）に対して第1条（1）①②の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し、UC社がクレジットカード事業におけるUC社及びUC社の加盟店等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的に第1条（1）①②の個人情報を保護措置を講じたうえで利用することに同意します。</p>
<p>（3）（略）</p>	<p>（3）（変更なし）</p>
<p>第3条（略）</p>	<p>第3条（変更なし）</p>
<p>第4条（個人信用情報機関への登録・利用）</p>	<p>第4条（個人信用情報機関への登録・利用）</p>
<p>（1）～（3）（略）</p>	<p>（1）～（3）（略）</p>
<p>（4）提携個人信用情報機関は、下記のとおりです。 全国銀行個人信用情報センター</p>	<p>（4）提携個人信用情報機関は、下記のとおりです。 全国銀行個人信用情報センター</p>

<p>〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 03-3214-5020 フリーダイヤル 0120-540-558 ホームページアドレス https://www.zenginkyo.or.jp/</p> <p>※ 全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。</p> <p>第5条 ～ 第9条 (略)</p>	<p>〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 03-3214-5020 フリーダイヤル 0120-540-558 ホームページアドレス https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※ 全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。</p> <p>第5条 ～ 第9条 (変更なし)</p>
---	--

【きたぎん UC 法人カード会員規約】

改定箇所	改定内容
<p>第1条(法人会員及びカード使用者)</p> <p>1. きたぎんユーシー株式会社(以下「当社」と称します。)に対し、きたぎんUC法人カード会員規約(以下、「本規約」と称します。)を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード(以下「カード」と称します。)の利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた法人を法人会員とします。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 法人会員は、当社との連絡のため管理責任者を指定し、所定の方法により当社に届けるものとし、カード及び郵便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は管理責任者に行なうことによって法人会員に行なったものとみなします。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条(カードの発行)</p> <p>1. カードの券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード裏面に印字されている3桁の数字をいう)等(以下総称して「カード情報」と称します。)が表示されています。法人会員には、そのカード使用者1名につき各1枚のカードを貸与します。また、カード番号は当社が指定のうえ、カード使用者が利用できるようにしたものです。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>2. 当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身のご署名をしていただきます。</p>	<p>第1条(法人会員及びカード使用者)</p> <p>1. きたぎんユーシー株式会社(以下「当社」と称します。)に対し、きたぎん UC 法人カード会員規約(以下「本規約」と称します。)を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード(以下「カード」と称します。)の利用をお申し込みいただき、当社が<u>カード利用を承諾した</u>法人を法人会員とします。<u>契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. 法人会員<u>及びカード使用者</u>は、当社との連絡のため連絡担当者(以下「管理責任者」と称します。)を指定し、所定の方法により当社に届け出るものとし、カード及び郵便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は、管理責任者に行なうことによって法人会員<u>及びカード使用者</u>に行なったものとみなします。</p> <p>第2条 (変更なし)</p> <p>第3条(カードの発行)</p> <p>1. カードの券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード裏面に印字される3桁の数字をいう)等(以下総称して「カード情報」と称します。)が表示されています。<u>当社は、法人会員に対し</u>、そのカード使用者1名につき各1枚のカードを貸与します。また、カード番号は、当社が指定のうえ、カード使用者が利用できるようにしたものです。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>2. <u>カード使用者は</u>、当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身のご署名を<u>行います</u>。</p>

3. カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者にはカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用管理していただきます。

4. カード及びカード情報は、カード表面に名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。カード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員及びカード使用者の負担とします。

5. 法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用された場合、その利用代金等の支払いは、法人会員及び当該カード使用者が連帯して引受けるものとします。但し、法人会員又はカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。

6. ～8. (略)

第4条 (略)

第5条(暗証番号)

1. (イ)～(ロ) (変更なし)

2 (略)

3. 法人会員又はカード使用者が、法人会員又はカード使用者本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は法人会員及びカード使用者の負担とします。但し、法人会員又はカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。

第6条(カード利用可能枠)

1. カード利用可能枠はカード使用者1名につき当社が決定した額を限度とし、カード使用者の未決済利用代金を合算した金額がカード利用可能枠を超えない範囲で利用できます。なお、本条における利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、年会費、通信販売・電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。

2. ～3. (略)

4. 第1項及び第3項の可能枠は、当社が必要と認めた場合には、増額又は減額できるものとします。

5. 本条第1項の利用可能枠を超えてカードを使用した場合には第7条第1項にかかわらず、当社からの請求次第、そのカード利用代金の全部又はその一部をお支払いいた

3. カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者は、カード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用管理するものとします。なお法人会員及びカード使用者は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。

4. カード及びカード情報は、カード表面に名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。第21条第5項に定める場合等におけるカード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員及びカード使用者の負担とします。

5. 法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又はカードもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用代金等の支払は、法人会員及び当該カード使用者が連帯して責任を負うものとします。但し、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて、法人会員又はカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。

6. ～8. (変更なし)

第4条 (変更なし)

第5条(暗証番号)

1 (イ)～(ロ) (変更なし)

2 (変更なし)

3. 法人会員又はカード使用者が第三者に暗証番号を知らせ、又は暗証番号が第三者に知られた場合、これによって生じた損害は、法人会員及びカード使用者の負担とします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて、法人会員又はカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。

第6条(カード利用可能枠)

1. 当社は、希望額を上限として、カード使用者ごとにカード利用可能枠を決定いたします。カード使用者は、未決済の利用代金を合算した金額がカード利用可能枠を超えない範囲でカードを利用できます。なお、本条における利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、通信販売・電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。

2. ～3. (変更なし)

4. 第1項及び第3項の利用可能枠は、当社が必要と認めた場合には、増額、減額又は利用停止ができるものとします。

5. 法人会員及びカード使用者には、第1項又は第3項の利用可能枠を超えてカードを使用した場合には第7条第1項にかかわらず、当社からの請求次第、そのカード利用代金の全部

だくことがあります。

第7条(代金決済)

1. ～ 2. (略)
3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、普通郵便で法人会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち20日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。
4. (略)

第8条～第9条 (略)

第10条(退会及びカードの利用停止と返却)

1. 法人会員は、所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。この場合、当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。
2. 法人会員又はカード使用者が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員又はカード使用者として不適当と認めた場合、当社は何らの通知、催告を要せずして、カード及び付帯サービスの利用停止又は法人会員の資格取消、又は特定のカード使用者の資格取消をすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。

(イ) ～ (ワ) (略)

3. 前二項の場合、当該法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとします。

(イ) (略)

(ロ) 第21条第5項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、法人会員及びカード使用者はカード情報を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、当該加盟店から当社が継続的サービスの代金債権を譲り受けた場合はこれをお支払いいただくこと。

(ハ) (略)

4. 法人会員は、第1項又は第2項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード使用者の使用取消又は資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとします。

5. (略)

又はその一部をお支払いいただくことがあります。

第7条(代金決済)

1. ～ 2. (変更なし)
3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、法人会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として郵送又は電磁的方法により通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ又はご確認は、通知を受けたのち20日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。
4. (変更なし)

第8条～第9条 (変更なし)

第10条(退会及びカードの利用停止と返却)

1. 法人会員は、当社にて所定の手続きをすることにより、いつでも退会及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。この場合、当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。
2. 法人会員又はカード使用者が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員又はカード使用者として不適当と認めた場合、当社は何らの通知・催告を要せずして、全部もしくは一部のカード及び付帯サービスの利用停止又は法人会員の資格を取消し、又は特定のカード使用者の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。

(イ) ～ (ワ) (変更なし)

3. 前二項の場合、当該法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとします。

(イ) (変更なし)

(ロ) 第21条第5項に定める継続的サービスの支払にカードを使用している場合、法人会員及びカード使用者は、カード情報を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、当社が継続的サービスの代金を当該加盟店に立替払いした場合(又は当該代金債権を当該加盟店から譲り受けた場合)は、これをお支払いいただくこと。

(ハ) (変更なし)

4. 法人会員は、第1項又は第2項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード使用者の使用取消又は資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却 又は裁断のうえ破棄するものとします。

5. (変更なし)

第 11 条 (略)

第 12 条(期限の利益喪失)

1. 法人会員又はカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。

(イ)～(ホ) (略)

2. (イ)～(二) (略)

第 13 条～第 14 条 (略)

第 15 条(届出事項の変更)

1. (略)

2. 当社が法人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。

3.～4. (略)

第 16 条 (略)

第 17 条(その他承諾事項)

1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承認するものとします。

(イ)～(ハ) (略)

2. (略)

第 17 条の 2 (略)

第 18 条(合意管轄裁判所)

法人会員又はカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず法人会員又はカード使用者の住所地、購入地及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第 19 条 (略)

第 20 条(規約の改定並びに承認)

第 11 条 (変更なし)

第 12 条(期限の利益喪失)

1. 法人会員又はカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。

(イ)～(ホ) (変更なし)

(ヘ) カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。

2. (イ)～(二) (変更なし)

第 13 条～第 14 条 (変更なし)

第 15 条(届出事項の変更)

1. (変更なし)

2. 当社が法人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があると 当社が認めた場合は この限りでないものとします。

3.～4. (変更なし)

第 16 条 (変更なし)

第 17 条(その他承諾事項)

1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承認するものとします。

(イ)～(ハ) (変更なし)

(ニ) 当社が法人会員又はカード使用者のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、法人会員及び他のカード使用者に対しても、この履行の請求の効力が生じること。

(ホ) 当社が与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、法人会員及びカード使用者の営業所、自宅住所、電話(携帯電話等を含む)、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。

2. (変更なし)

第 17 条の 2 (変更なし)

第 18 条(合意管轄裁判所)

法人会員又はカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず法人会員又はカード使用者の住所地、当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を 第一審の専属的 合意管轄裁判所とします。

第 19 条 (変更なし)

第 20 条(規約の改定並びに承認)

当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、変更内容の通知、又は変更後の規約の送付その他当社所定の方法により法人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、法人会員及びカード使用者は内容を承認したものとみなします。

第21条(カード利用方法)

1. カード使用者は次の(イ)(ロ)(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票にカード上の署名と同じ署名をしていただくことにより、物品の購入並びにサービスの提供(以下「ショッピングサービス」と称します。)を受けることができます。
 - (イ)当社と契約した加盟店。
 - (ロ)当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。
 - (ハ)国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。
2. カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、売上票等への署名等の手続を省略すること、もしくは売上票等への署名に代えて、暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等によりショッピングサービスを受けることができます。
3. (略)
4. カード使用者は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、流通する紙幣・貨幣(記念通貨を除く。)の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約の変更の効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期をきたぎんユーシーホームページ(<https://www.echna.ne.jp/~kuc/>)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で法人会員及びカード使用者に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、(ロ)に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページへの掲載等を行うものとします。
 - (イ)変更の内容が法人会員及びカード使用者の一般の利益に適合するとき。
 - (ロ)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき
2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をきたぎんユーシーホームページ(<https://www.echna.ne.jp/~kuc/>)において告知する方法又は管理責任者に通知する方法その他当社所定の方法により法人会員及びカード使用者にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、法人会員及びカード使用者は、当該通知等の後に本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

第21条(カード利用方法)

1. カード使用者は、次の(イ)(ロ)(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、所定の端末に暗証番号を入力し又は所定の売上票にカード上の署名と同じ署名をしていただくことにより、物品の購入及びサービスの提供を受けることができます(以下「ショッピングサービス」と称します。)
 - (イ)当社と契約した加盟店。
 - (ロ)当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。
 - (ハ)国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。
2. カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、暗証番号の入力もしくは売上票等への署名等の手続を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができます。
3. (変更なし)
4. カード使用者は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣(記念通貨を除く。)の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。

<p>5. (略)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>第 23 条 (債権譲渡)</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者は、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員及びカード使用者に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。</p> <p>(イ)加盟店が当社に譲渡すること。</p> <p>(ロ)加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。</p> <p>(ハ)加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。</p> <p>2. 前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスにかかわる売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売等の場合は、当該商品又はサービスの表示価格と送料等の合計金額とします。</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>第 25 条 (商品の所有権)</p> <p>商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた加盟店の法人会員に対する債権を当社が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを法人会員及びカード使用者は認めるものとします。</p>	<p>5. (変更なし)</p> <p>第 22 条 (変更なし)</p> <p>第 23 条 (立替払い又は債権譲渡)</p> <p>1. <u>当社は、法人会員及びカード使用者の委託に基づき、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員及びカード使用者に対する債権を法人会員及びカード使用者に代わって立替払いするものとし、法人会員及びカード使用者は、あらかじめ異議なくこれを承認します。法人会員及びカード使用者は、当社に対して、当社が立替払いにより法人会員及びカード使用者に対して取得する求償金債権を支払うものとします。</u></p> <p>2. <u>前項により当社が取得する求償債権の債権額は、加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスに係る売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。</u></p> <p>3. 法人会員及びカード使用者は、<u>当社の指定する加盟店においては、当社が立替払いを行うのではなく、</u>加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員及びカード使用者に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員及びカード使用者に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。<u>本項により当社が譲り受ける債権額については、前項の規定を準用するものとします。</u></p> <p>(イ)加盟店が当社に譲渡すること。</p> <p>(ロ)加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。</p> <p>(ハ)加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。</p> <p>4. <u>法人会員及びカード使用者は、カード利用により当社が譲り受けた債権に関して、加盟店に有する一切の抗弁を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。</u></p> <p>第 24 条 (変更なし)</p> <p>第 25 条 (商品の所有権)</p> <p>第商品の所有権は、<u>ショッピングサービスの利用により生じた加盟店の法人会員及びカード使用者に対する債権を当社が加盟店に立替払いをしたときに、</u>加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを法人会員及びカード使用者は認めるものと</p>
---	---

第 26 条(見本・カタログ等と現物の相違)

カード使用者が加盟店に対して見本・カタログ等より申し込みをした場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・カタログ等と相違している場合は、カード使用者は加盟店に商品の交換を申し出るか又は当該売買契約の解除をすることができます。

第 27 条 (略)

します。

第 26 条(見本・カタログ等と現物の相違)

カード使用者が加盟店に対して見本・カタログ等より申し込みをした場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・カタログ等と相違している場合は、カード使用者は加盟店に商品の交換を申し出るか又は加盟店との間の当該売買契約の解除をすることができます。

第 27 条 (変更なし)

■■■連帯債務に関する特則■■■

2020 年 4 月 1 日以降に法人会員となった者及びカード使用者となった者については、第 27 条までの規定（以下「本規約」と称します。）に加え本特則を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。

第 1 条 (極度額の設定)

1. カード使用者の支払責任の極度額は、当該カード使用者に係るカード利用可能枠と同額とします。なお、カード使用者は、法人会員及びカード使用者からの依頼に基づきカード利用可能枠が増額される場合には、カード使用者の支払責任の極度額が増額後のカード利用可能枠と同額となることを確認します。
2. カード使用者は、自らの連帯債務の履行を行う場合には、当社から請求を受けてこれを履行するときを除き、あらかじめ当社に対して、自らの連帯債務の履行をする旨の通知を行うものとします。

第 2 条 (情報提供等)

1. 法人会員は、以下の情報をすべて、カード使用者に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、当社に対して表明及び保証します。
 - (イ) 財産及び収支の状況
 - (ロ) 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - (ハ) 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
2. カード使用者は、法人会員から前項の情報全ての提供を受けたことを、当社に対して表明及び保証します。
3. カード使用者は、前項により自らが表明保証した内容が真実でない場合には、当社の請求に応じて、直ちに、当社に生じた損害を賠償するとともに、当社に対する一切の債務を履行します。
4. 法人会員は、当社がカード使用者に対して、法人会員の当社に対する債務の履行状況を開示することがあることをあらかじめ承諾します。

	<p><u>第3条（期限の利益の喪失）</u> <u>本規約第12条第2項に以下の事項を追加します。</u> <u>（ホ）連帯債務に関する特則第2条第1項の表明保証に違反したとき。</u></p>
--	--

【UC立替払加盟店利用特約】

***廃止**

改定箇所	改定内容
<p>第1条(本特約の主旨)</p> <p>1. 本特約は、きたぎんユーシー株式会社(以下「当社」と称します。)又はきたぎんUC法人カード会員規約(以下「会員規約」と称します。)第21条第1項(ロ)(ハ)のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合の、当該加盟店(以下「立替払加盟店」と称します。)におけるショッピングサービスについての特約を定めたものです。</p> <p>2. 立替払加盟店において、カード使用者がショッピングサービスを利用した場合、当社は法人会員の委託に基づき、法人会員に代わってショッピングサービスにかかるサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、法人会員は予め異議なくこれを承認します。</p>	<p>*廃止</p>
<p>第2条(本特約の適用範囲)</p> <p>1. 第1条に基づくサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いにおいては、会員規約のうち、加盟店からの債権譲渡の承諾に関する条項は適用されないものとします。</p> <p>2. 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。</p>	<p>*廃止</p>
<p>第3条(求償金債権、債務)</p> <p>法人会員は、第1条の委託に基づき当社が加盟店より請求を受けたサービス利用料、ショッピング利用代金等を立替払いした場合、当社が法人会員に対して取得する求償金債権を会員規約のカードショッピングサービス条項に基づく譲受債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものとし、</p>	<p>*廃止</p>

【個人事業主法人会員特約】

改定箇所	改定内容
<p>個人事業主の方がお申し込みの場合は、本特約が適用され、きたぎんUC法人カード会員規約(以下、「会員規約」と称します。)第1条第1項及び第17条第2項が下記のように変更されます。</p> <p>第1条(個人事業主法人会員)</p> <p>1. きたぎんユーシー株式会社(以下、「当社」と称します。)に対し、きたぎんUC法人カード会員規約(以下「本規約」と称します。)及び、個人事業主法人会員特約を承認のうえ、会員の区分を指定して当社が発行するクレジットカード(以下「カード」と称し</p>	<p>個人事業主の方がお申し込みの場合は、本特約が適用され、UC法人カード会員規約(以下、「会員規約」と称します。)第1条第1項及び第17条第2項が下記のように変更されます。</p> <p>1. 会員規約第1条第1項を以下の内容とします。</p> <p>1.きたぎんユーシー株式会社(以下「当社」と称します。)に対し、UC法人カード会員規約(以下「本規約」と称します。)及び、個人事業主法人会員特約を承認のうえ、会員の区分を指定して当社が発行するクレジットカード(以下「カード」と称します。)の利用をお申込み</p>

ます。)の利用をお申込みいただき、当社が入会を認めた個人事業主を個人事業主法人会員といたします。
また、本規約第1条第2項以下の各条項内の法人は個人事業主に、法人会員は個人事業主法人会員に読みかえるものとします。

第17条 (その他承諾事項)

2. 当社が個人事業主法人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、個人事業主法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。なお、個人事業主法人会員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当した場合には、当社に申告を行うものとします(申告内容に変更がある場合にも同様とします)。

いただき、当社が入会を認めた個人事業主を個人事業主法人会員といたします。また、本規約第1条第2項以下の各条項内の法人は個人事業主に、法人会員は個人事業主法人会員に読みかえるものとします。

2. 会員規約第17条第2項を以下の内容とします。

2. 当社が個人事業主法人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、個人事業主法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。なお、個人事業主法人会員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当した場合には、当社に申告を行うものとします(申告内容に変更がある場合にも同様とします)。

【個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項】

改定箇所	改定内容
<p>申込者(以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」と称します。)は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。</p> <p>第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託) (1) ① ~ ⑧ (略) ⑨ インターネット、官報や電話帳等一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したものの(会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2条~第3条 (略)</p> <p>第4条(個人情報情報機関への登録・利用) (1) ~ (3) (略) (4) 提携個人情報情報機関は、下記のとおりです。 全国銀行個人情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL03-3214-5020 フリーダイヤル0120-540-558 ホームページアドレス https://www.zenginkyo.or.jp/ ※全国銀行個人情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報情報機関です。</p>	<p>申込者(以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」と称します。)は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。</p> <p>第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託) (1) ①~⑧ (略) ⑨ <u>オンラインショッピング利用時の取引に関する事項(氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む)、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報</u> ⑩ インターネット、官報や電話帳等一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したものの(会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2条~第3条 (変更なし)</p> <p>第4条(個人情報情報機関への登録・利用) (1) ~ (3) (変更なし) (4) 提携個人情報情報機関は、下記のとおりです。 全国銀行個人情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL03-3214-5020 フリーダイヤル0120-540-558 ホームページアドレス https://www.zenginkyo.or.jp/paic/ ※全国銀行個人情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報情報機関です。</p>

第5条～第7条 (略)

第8条 (合意管轄裁判所)

会員と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。

第9条 (略)

第5条～第7条 (略)

第8条 (合意管轄裁判所)

会員と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第9条 (変更なし)